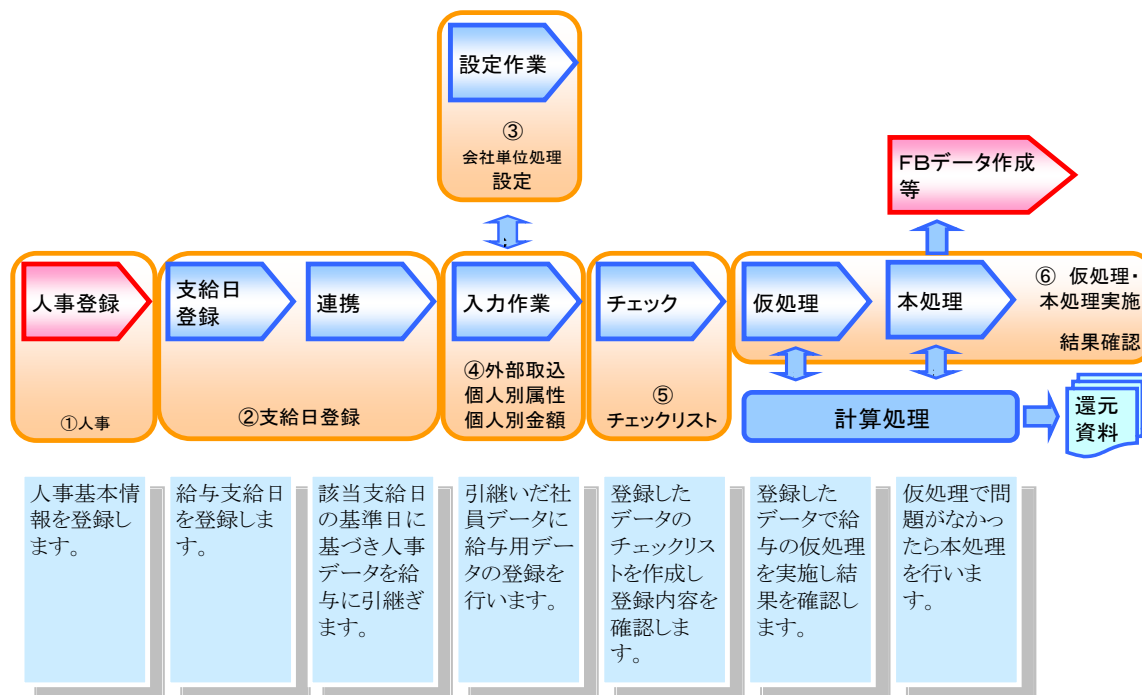


6. 単独年調

課税年度最終給与の支払いが終了した後に、年末調整のみを単独で行う事ができます。
「単独年調」を行うには、あらかじめ契約が必要です。



PRCSRV お客様番号: 4012 利用者: user01 前日ログイン日時: 2018/01/10 13:22:28 個人設定 印刷 ログアウト

メニュー(単独年調) > 支給日登録一覧 > 支給日登録

支給年月日 必須	2017/12/20 (yyyy/mm/dd)
支給対象年月 必須	2017/20 (yyyy/mm)
遡及開始月	(mm)
遡及終了月	(mm)
現金支給区分	
支給手段 必須	<input checked="" type="radio"/> 振込 <input type="radio"/> お客様にて現金支給 <input checked="" type="radio"/> 還付額を単独振込 ※ 月例給与と同一方法で振込 ※ 追徴対象者からの税額徴収はお客様にてご対応ください。 <input type="radio"/> 後続の給与処理等で合算支給 ※ 合算方法については給与計算手引書・操作編の「II. 操作・運用編(6. 単独年調)」をご参照ください。
振込方法	
同時年末調整区分	<input type="checkbox"/>
再処理区分	<input type="checkbox"/>

⚠️ 《単独年末調整時の注意点》

単独年調処理の結果、還付（追徴）になった場合の支給手段を設定する事ができます。
支給日登録画面にある支給手段にて「振込」または「お客様にて現金支給」を選択してください。「振込」を選択した場合には「還付額を単独振込」、「後続の給与処理等で合算支給」の何れかの振込方法を指定可能です。
※現金支給および追徴対象者からの税額徴収はお客様にてご対応ください。

1月給与等で調整する場合は、還付（追徴）対象者の該当の金額を「その他控除」等の変動控除欄に還付の場合マイナス、追徴の場合プラスで金額入力してください。
※ 変動指定画面にある「所得税・調整(540)」は翌年の所得税累計に加算しますので、使用しないでください。